

# 安中市景観計画 届出の手引き



R5.4月現在

■届出先・本手引きに関するお問い合わせ先  
安中市 まちづくり部 都市計画課 計画係  
電話:027-382-1111 FAX:027-381-7018  
Eメール:toshikeikaku@city.annaka.lg.jp

## ■はじめに

建築物などの建築や開発などの行為は、周辺景観に対して大きな影響を及ぼします。良好な景観をつくるためには、建築などの行為を行う際に、それぞれの施主の方が、周囲の景観に対して配慮したものとしていく必要があります。

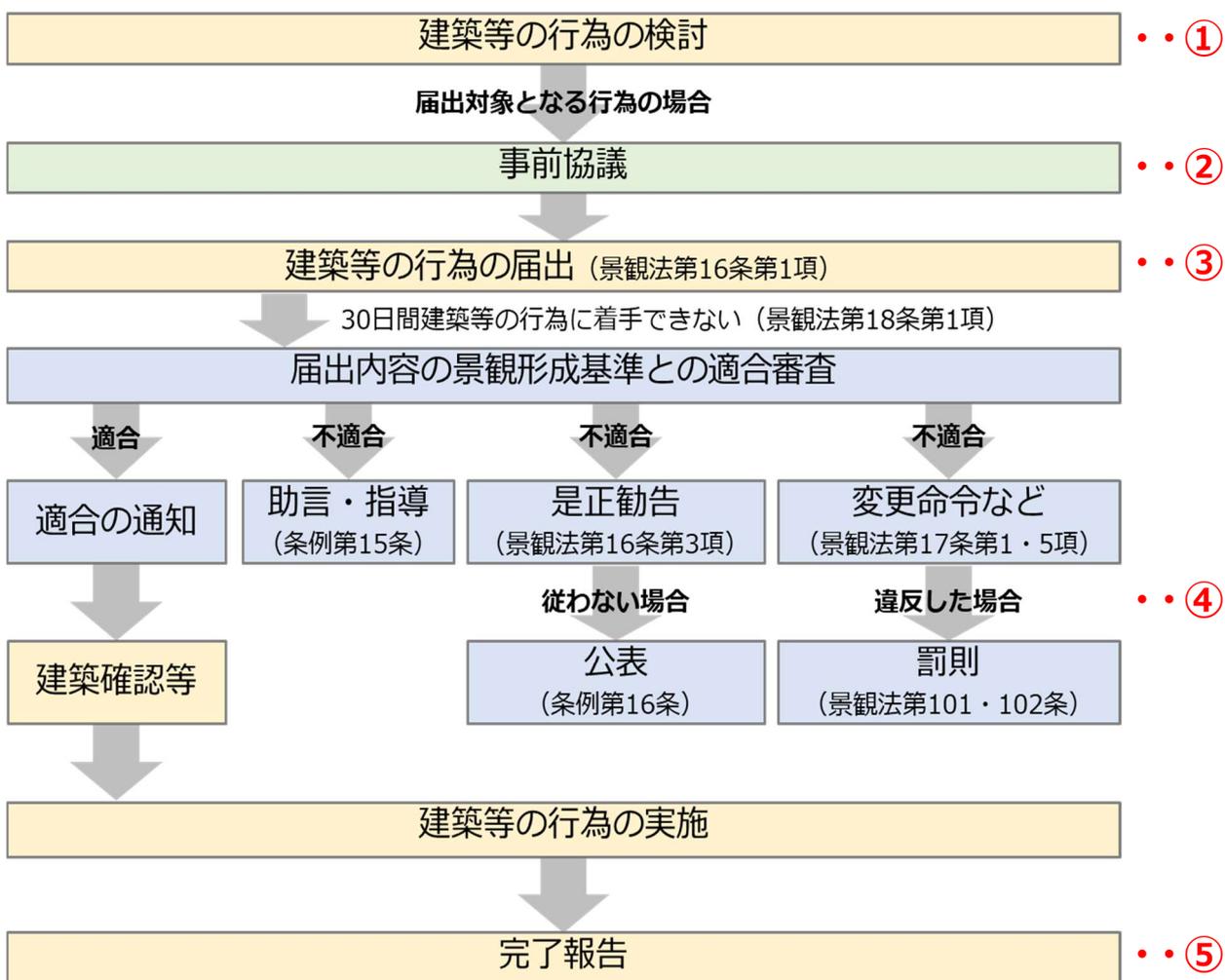
安中市では、『安中市景観計画』を策定し、安中市内において一定規模以上の建築などを行う際の届出制度を開始します。建築などを行う際には、本手引きをご参照の上、市役所への届出を行っていただきますようお願いいたします。

## ■建築などの行為実施の際の届出

市内で、次のページに記載する規模の行為を行う際には、下記のフローに沿う形で指定の様式に従って届出を行い、届出内容に対する基準への適合通知を受けた上で、必要な手続きを経て行為を実施して頂きますようお願いいたします。 ※下記の①～④で必要な手続きなどについて、右ページをご参照ください

市は届出を受けると、『景観形成基準』に基づいて届出内容を確認し、必要に応じて指導などを行います。

届出対象行為に該当しない場合であっても建築などの行為を実施される市民・事業者の方は、『景観形成基準』に基づいて周辺景観に配慮した計画として頂きますようお願いいたします。



### ①建築等の行為の検討

- 実施を検討している行為について届出が必要かどうか確認し、必要な場合には早めに相談してください
  - ・P3 記載の届出対象行為を確認してください
  - ・届出が必要な場合はフロー記載の次の項目に進みます
  - ・届出が必要ない規模で建築等の行為を行う場合についても、景観形成基準を参考に周辺景観への配慮をお願いします

### ②事前協議

- 行為着手の60 日前までに、計画内容に関する事前協議を行ってください
- 事前協議書と添付書類(下表)それぞれ 2 部ずつとチェックリストを提出してください
- 事前協議が完了したら、事前協議確認書を交付します

### ③建築等の行為の届出

- 行為着手の30 日前までに、計画内容に関する届出を行ってください
- 景観計画区域における行為届出書と添付書類(下表)それぞれ 2 部ずつとチェックリストを提出してください  
(事前協議を受けて変更点がない場合は、添付書類を省略することができます)
- 届出内容を審査し、景観形成基準と適合している場合は、景観計画区域内行為適合通知書を交付します  
(必要に応じて、景観審議会の意見を聞く場合があります)
- 適合通知書を受けた後、所定の手続きを経て行為に着手してください
- 工事内容等に変更が生じた場合、行為変更届出書を提出してください

### ④変更命令・罰則など

- 届出をしない、変更命令の違反などがあった場合、景観法により下記のような罰則が科されることがあります。

違反内容	罰則内容
変更命令後の是正命令に違反した場合(第 17 条第5項)	1 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
変更命令に違反した場合(第 17 条第1項)	50 万円以下の罰金
届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合(第 16 条第1項、第2項)	30 万円以下の罰金
変更命令に対する必要な措置の実施状況等を報告しない場合 又は虚偽の報告をした場合(第 17 条第7項)	
変更命令に対する必要な措置の実施状況の立ち入り検査を拒み、 妨げまたは忌避した場合(第 17 条第7項)	
届出から 30 日間以前に行為着手した場合(第 18 条第1項)	

### ⑤完了報告

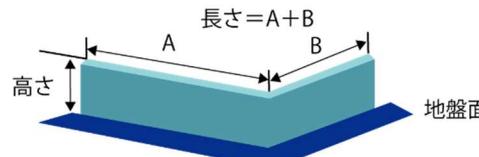
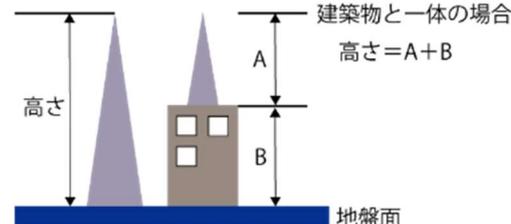
- 行為が完了したら、景観計画区域内行為完了・中止届出書を提出してください
- 行為を中止した場合も提出をお願いいたします

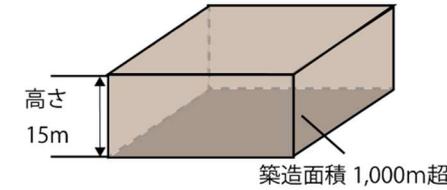
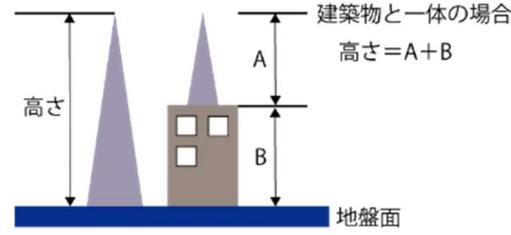
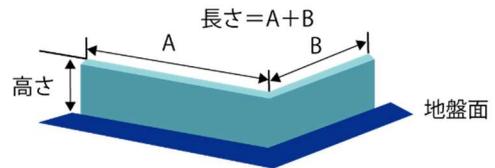
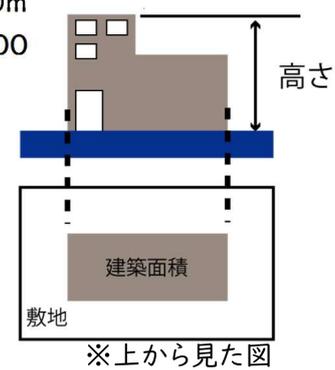
#### 【必要な添付書類と各部数】

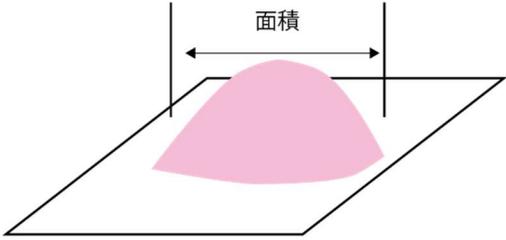
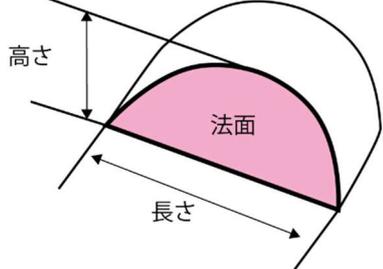
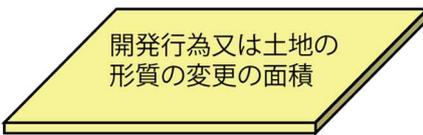
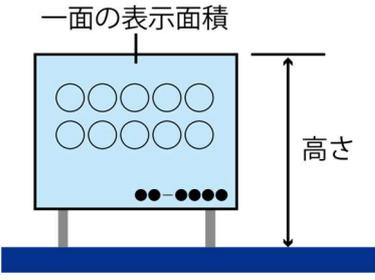
		位置図	配置図	平面図	立面図	見本 写真	現況 写真	付近 現況図	縦横断面図	計画図
建築物・ 工作物	新築・増改築・ 外観修繕	2	2	2	2	2	2			
	移転	2	2				2			
	外観の模様替 え・色彩変更	2	2			2	2			
区画形質の変更		2		2			2	2	2 (注 1)	2
鉱物・土石採取		2		2			2	2	2	2
屋外貯蔵・集積		2	2				2			
屋外広告物設置		2	2				2			2

※詳細は安中市景観条例施行規則別表第一(P13・14)をご参照ください  
 ※注 1 切土・盛土を伴わない質の変更のみの場合は不要です

【届出が必要となる行為の種別及び規模(届出対象行為)】

行為		届出の対象規模
建築物 ※1・2	新築	(国道18号沿道地区、上信越自動車道沿道地区、西毛広域幹線道路沿道地区、旧中山道沿道地区) 全ての建築物 (都市計画区域外) 全ての建築物 (その他の区域) 建築物の高さ10m 又は建築面積500㎡を超えるもの
	改築、増築、移転 外観の様式替え又は色彩の変更	
工作物 ※2・3	新築、改築、増築、移転、外観の様式替え又は色彩の変更	さく、門、塀、擁壁の類 高さ2mかつ長さ50mを超えるもの 
	電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ15mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)
	煙突、排気塔の類	
	高架水槽、冷却塔の類	
	鉄筋コンクリート造柱、金属製又は木製の柱の類	高さ 建築物と一体の場合 高さ=A+B 
	電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系(その支持物を含む。)	
	彫刻、記念碑の類	
	観覧車等の遊戯施設の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)
	アスファルトプラント等の類	
	自動車車庫の用に供する立体的施設、駐輪場の類	
	石油等の貯蔵・処理施設	
	汚水処理施設等の類	
	風力発電施設	
太陽光発電設備	地区内で行うもの全て※4	



行為	届出の対象規模
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>500 m<sup>2</sup>以上のもの※5</p> 
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土砂等の採取	<p>面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの、又は法面の高さ5mかつ長さ10mを超えるもの</p> 
土地の区画形質の変更	
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更	<p>高さ8m又は1面の表示面積が15 m<sup>2</sup>を超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)</p> 

※1 建築物について、下記の行為については、届出の必要はありません

- ・改築又は増築に係る部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下のもの(工業専用地域においては該当する部分の建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下のもの)
- ・外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が 10 m<sup>2</sup>以下のもの

※2 建築物・工作物について、下記の行為については、届出の必要はありません

- ・工事・イベント等に必要仮設の建築物・工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更
- ・改築で外観の変更を伴わないもの
- ・水面下における行為

※3 工作物について、下記の行為については、届出の必要はありません

- ・建築物と一体となって設置されるものの新築で、高さ 1.5m以下のもの
- ・改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの

※4 住宅の屋根及び敷地に設置する 10kw 未満の太陽光発電設備は除きます

※5 見通すことが出来ない場所での集積又は貯蔵、期間が 90 日を超えないものを除きます

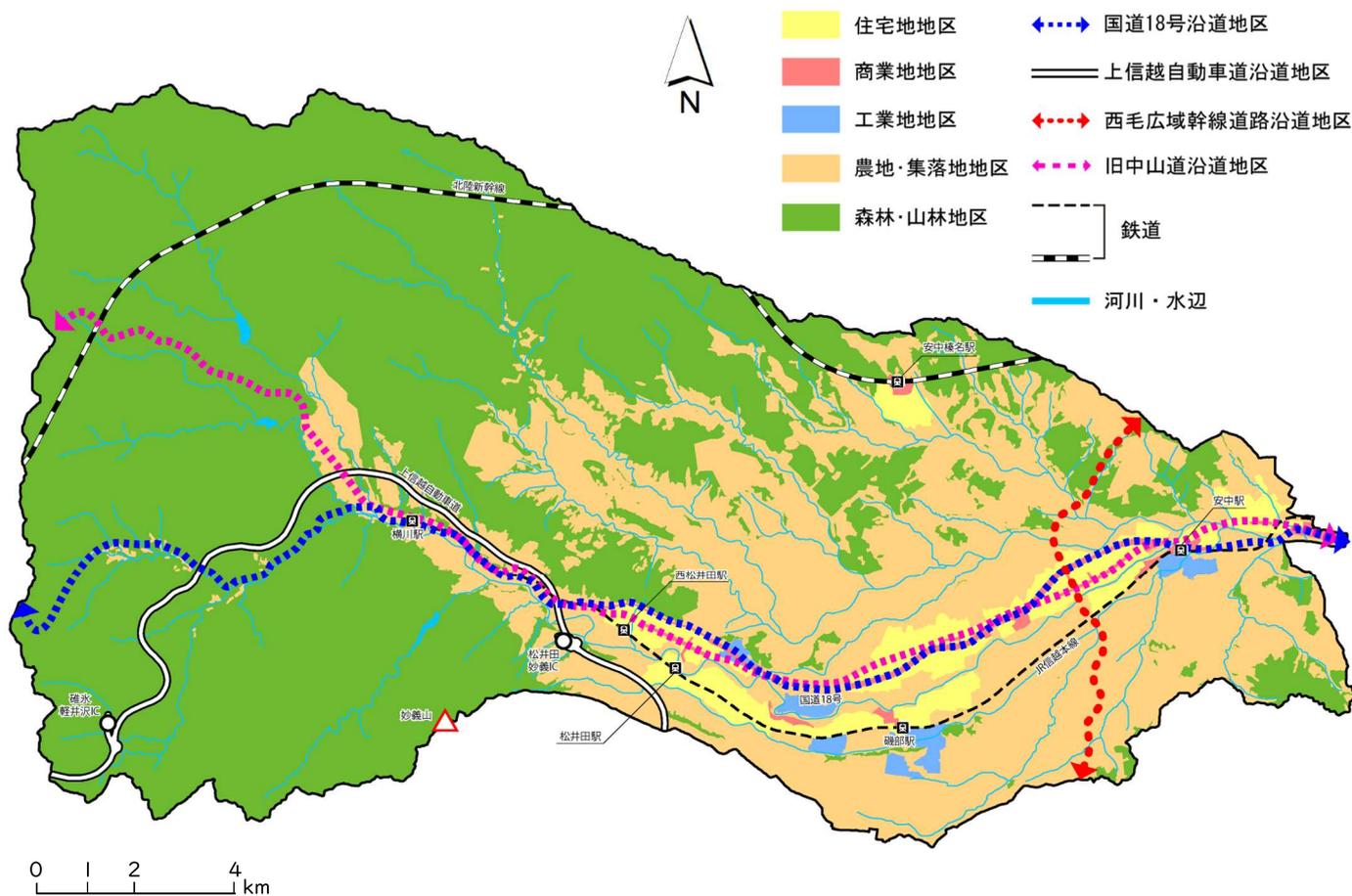
【景観計画区域】

本市の魅力向上に向けて未来を見据えた景観形成を市民総働によって進めて行くため、本計画の対象区域を、安中市全域と設定します。

景観計画区域内は、本市の土地利用や主要な道路などをもとに下図に示す地区に分け、地区特性に応じた景観まちづくりを進めます。

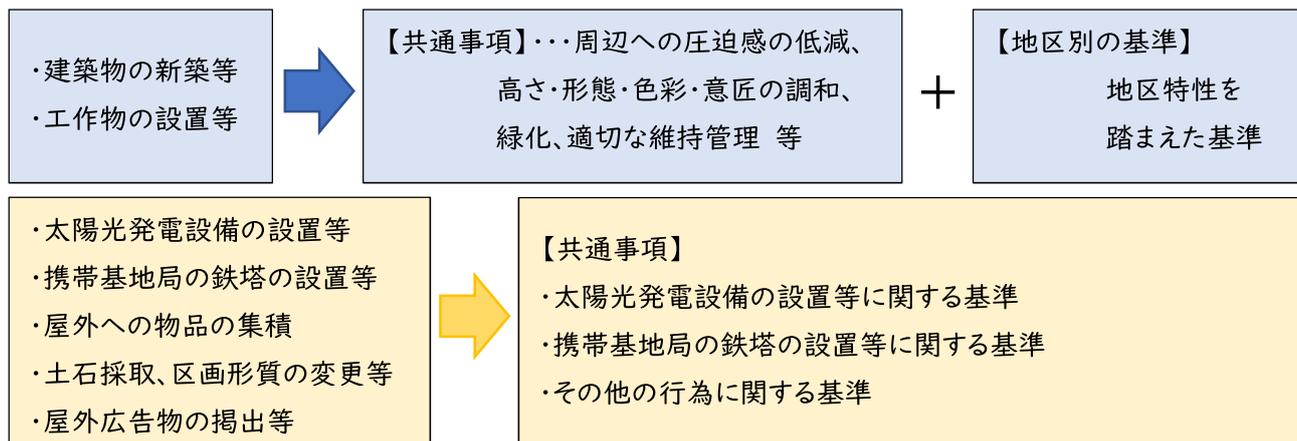
地区名称	場所
住宅地地区	住居系用途地域の区域
商業地地区	商業系用途地域及び準工業地域の区域
工業地地区	工業地域及び工業専用地域の区域
農地・集落地地区	用途地域外の森林地域及び自然公園地域以外の区域
森林・山林地区	森林地域及び自然公園地域の区域
国道18号沿道地区	国道18号及び国道18号に面する敷地
上信越自動車道沿道地区	上信越自動車道及び本線の路端から300m以内で本線から展望できる区域
西毛広域幹線道路沿道地区	西毛広域幹線道路及び西毛広域幹線道路に面する敷地
旧中山道沿道地区	旧中山道及び旧中山道に面する敷地
鉄道	JR信越本線及び北陸新幹線の区域

【地区位置図】



## ■ 景観形成基準

『景観形成基準』は、景観計画区域全域に共通する事項と、各地区の特性を踏まえた地区別に必要な事項を定めます。建築物等の新築・改築等や外観の模様替え、またはその他の行為を行う際は、その内容を『景観形成基準』に適合するよう配慮してください。建築等を行う場所が、どの地区に該当するかをご確認の上、共通事項・地区別の基準の両方を参照してください。また、太陽光発電設備やその他造成等の行為については、個別に基準を設けています。



### 【建築物・工作物の色彩基準】

景観計画区域内の建築物・工作物の色彩は、マンセル表色系で示す右表記載の範囲内のものとします。

また、小さい面積で配色全体を引き締めるアクセント色を使用する場合は、各立面積の 1/5 未満として基調色との調和に配慮をお願いします。

### ○色彩基準

種別	色彩基準
建築物の外壁	彩度 4 以下
建築物の屋根・工作物	彩度 6 以下

○参考：マンセル表色系とは  
マンセル表色系は、1905年にアメリカの画家マンセルが考案した色を数値化して表現する方式で、現在、日本でも一般的に使用されているものです。  
マンセル表色系では、色彩を色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ）に分けて表現します。

※右図は色彩基準の一部のイメージです

凡例  
 建築物(外壁)の色彩基準  
 建築物(屋根)及び工作物の色彩基準

### ○色彩基準の適用除外

次に該当するものに関しては、色彩基準の基準外の色彩を用いることができるものとします。

- (1) 木材・土壁・漆喰・天然の石材などの自然素材や、無着色の瓦やガラス・レンガ(土を焼成)を使用する場合
- (2) 景観重要建造物や、文化財、歴史的な社寺などの建築物等
- (3) 景観重点区域など、独自に色彩基準を定めている地域の建築物等
- (4) 他法令で色彩が規定されているもの
- (5) 機能的に不可避な色彩
- (6) 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画で、あらかじめ景観審議会の意見を聴取したもの

【景観形成基準:共通事項】

○建築物等の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>・周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。</li> <li>・隣接地と相互に協力し、オープンスペースの創出に努めること。</li> <li>・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。</li> <li>・自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。</li> <li>・屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体としてまとまりのある意匠とすること。</li> <li>・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするともに、道路等から見えない位置に設置すること。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。</li> <li>・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化を行うほか、緑を保全すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。</li> <li>・建築物等を撤去した更地は適切に維持・管理を行い、景観の悪化を抑えること。</li> <li>・屋外に設置する付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。</li> <li>・屋外広告物は周辺景観と調和し、派手なものを避けること。</li> </ul>

○携帯基地局の鉄塔の設置等

事項	基準
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観地や主要道路等の周辺にあっては、望見する山のりょう線から徒に突出しないように配慮すること。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、色彩や周辺環境との調和に配慮するため、「鋼管柱」の採用を検討すること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、「濃茶」又は「灰色(低光沢N4.5相当)」を基本に周辺環境との調和に配慮すること。</li> </ul>

○太陽光発電設備の設置等

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルが周辺から望見しにくい位置とすること。</li> <li>・周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。</li> <li>・周辺との調和を考慮し、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。</li> <li>・隣接する土地の境界から、適度な離隔距離を確保すること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の景観と調和する高さとする。</li> <li>・建築物の陸屋根に設置する場合には、接地面周囲のパラペットの高さ以下とし、やむを得ずその高さを超える場合にはルーバー等で目隠しをするなど、目立たないようにすること。</li> <li>・建築物の勾配屋根に設置する場合には、一体的に見える形態にすること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルは、黒又は濃紺など低彩度・低明度の色彩とすること。</li> <li>・太陽光パネルは、反射を抑えたものを採用すること。</li> <li>・太陽光発電設備の付属設備等は周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備を囲うためのフェンス等については、周囲の景観と調和する素材や形状のものを使用すること。</li> <li>・必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすること。（営農型太陽光発電設備は除く。）</li> <li>・営農型太陽光発電設備については、周囲の農地景観に配慮したものとする。</li> <li>・建築物の外壁・屋根等へ設置する場合は、外壁・屋根と調和するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び敷地内は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。</li> <li>・設置に際しては、周辺住民への説明を行うこと。</li> <li>・安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例等、他法令の規定に基づき設置を行うこと。</li> </ul>

※太陽光発電設備を設置する場合は、必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをしてください。（営農型太陽光発電設備は除く。）



○その他の行為

行為	事項	基準
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは離れた場所から集積又は貯蔵を始めること。</li> <li>・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。</li> <li>・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。</li> </ul>
地形の外観の変更を伴う鉋物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。</li> <li>・掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。</li> </ul>
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。</li> <li>・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。</li> <li>・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、積極的に活用すること。</li> </ul>
広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。</li> <li>・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。</li> <li>・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。</li> <li>・建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。</li> </ul>

【景観形成基準:地区別の景観形成基準】

○住宅地地区

事項	基準
色彩	・周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。

○商業地地区

事項	基準
位置	・前面道路を歩行者が歩きやすいと感じる位置とすること。
色彩	・彩度の高い色彩は避けつつ、周辺のまち並みと調和し、にぎわいを感じる色使いとすること。
意匠	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。

○工業地地区

事項	基準
位置	・敷地の境界から十分後退し、隣接地や周辺に圧迫感を与えない位置とすること。
形態	・近接する建築物等との統一感に配慮すること。
色彩	・周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。

○農地・集落地地区

事項	基準
色彩	・周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。

○森林・山林地区

事項	基準
色彩	・周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。

○国道 18 号沿道地区

事項	基準
位置	・前面道路から後退し、道路側へ圧迫感を与えない位置とすること。
形態	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。

○上信越自動車道沿道地区

事項	基準
位置	・上信越自動車道から見て圧迫感を感じない位置とすること。
形態	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。

○西毛広域幹線道路沿道地区

事項	基準
位置	・前面道路から後退し、道路側へ圧迫感を与えない位置とすること。
形態	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。 ・点滅する照明やネオンを使った屋外広告物を避けること。

○旧中山道沿道地区

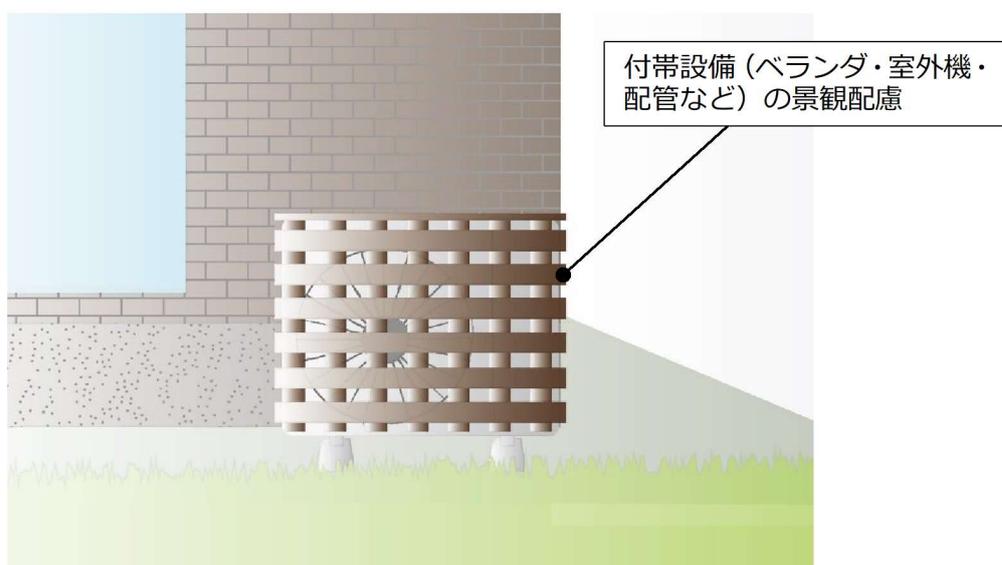
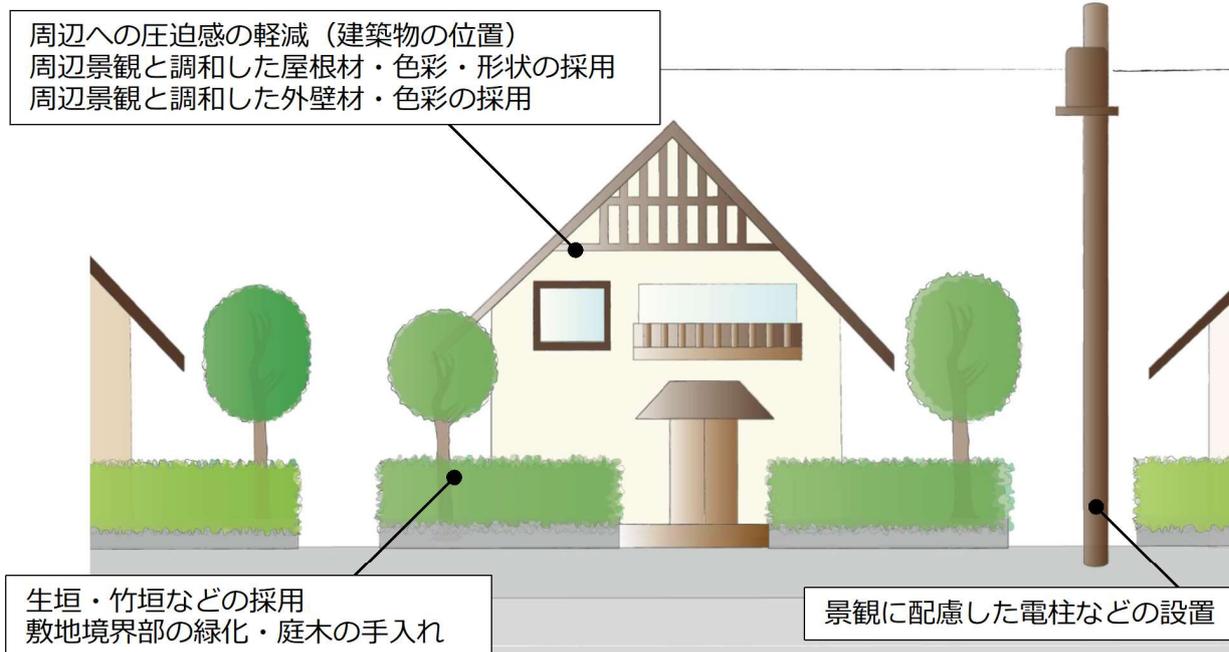
事項	基準
位置	・まち並みの連続性に配慮した位置とすること。
形態	・壁面や庇などの位置をそろえるなどし、隣家との連続性や一体性のある、調和したまち並みづくりに配慮すること。
意匠	・木組みの格子や自然素材を用いるなど、歴史を感じる意匠に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。

○鉄道

事項	基準
位置	・車窓景観を遮らない位置とすること。
形態	・周辺景観の調和に配慮し、突出しないよう配慮すること。
その他	・鉄道の付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。

【参考：景観計画に記載の方針に基づく景観形成のイメージ】

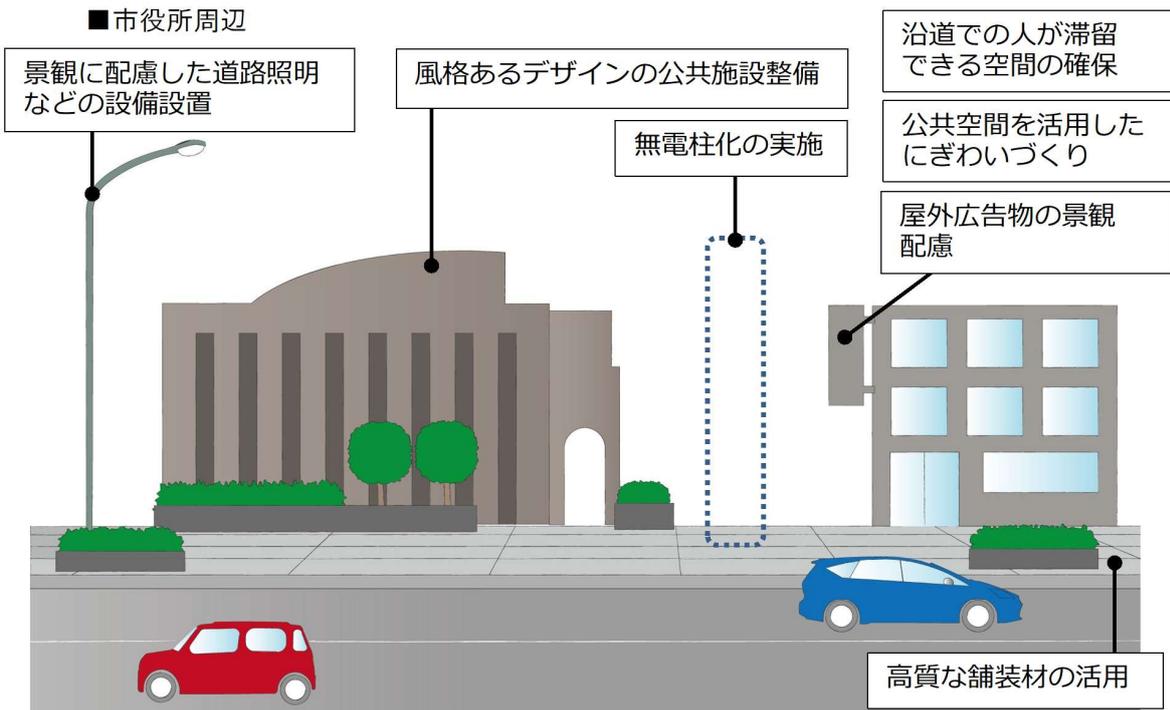
○住宅地地区



- ◆ その他の取組例
  - ・ 夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一）
  - ・ ゴミ置場などの目隠し

○商業地地区

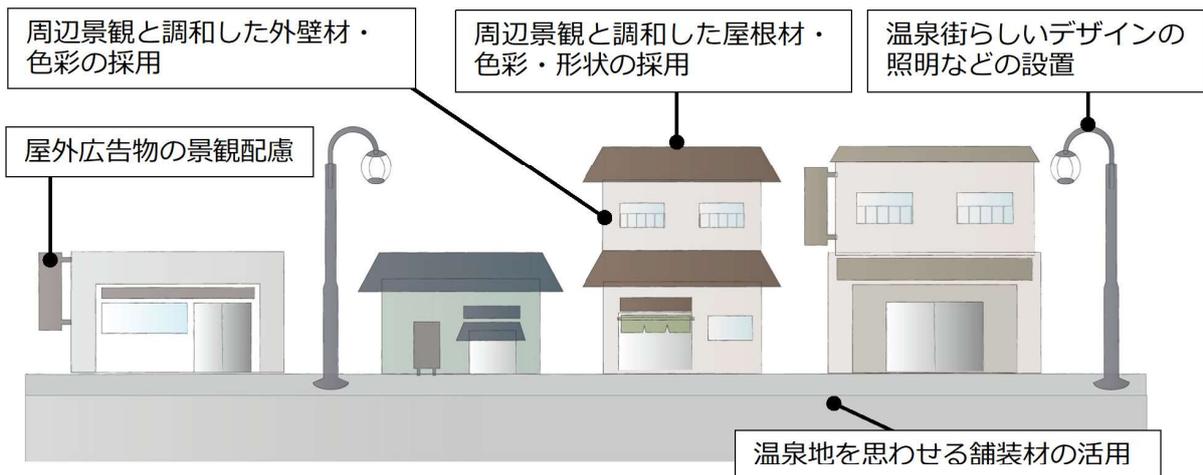
■市役所周辺



◆その他の取組例

- ・空き家・空き店舗のリノベーションと一階部分への店舗の誘導
- ・空き地・空き家・空き店舗の活用 ・居心地が良く歩きたくなる空間づくり
- ・沿道建築物の壁面の位置・建築物の高さを隣家と揃える
- ・付帯設備（ベランダ・室外機・配管など）の景観配慮
- ・夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一） ・ゴミ置場などの目隠し
- ・敷地境界部の緑化・庭木の手入れ

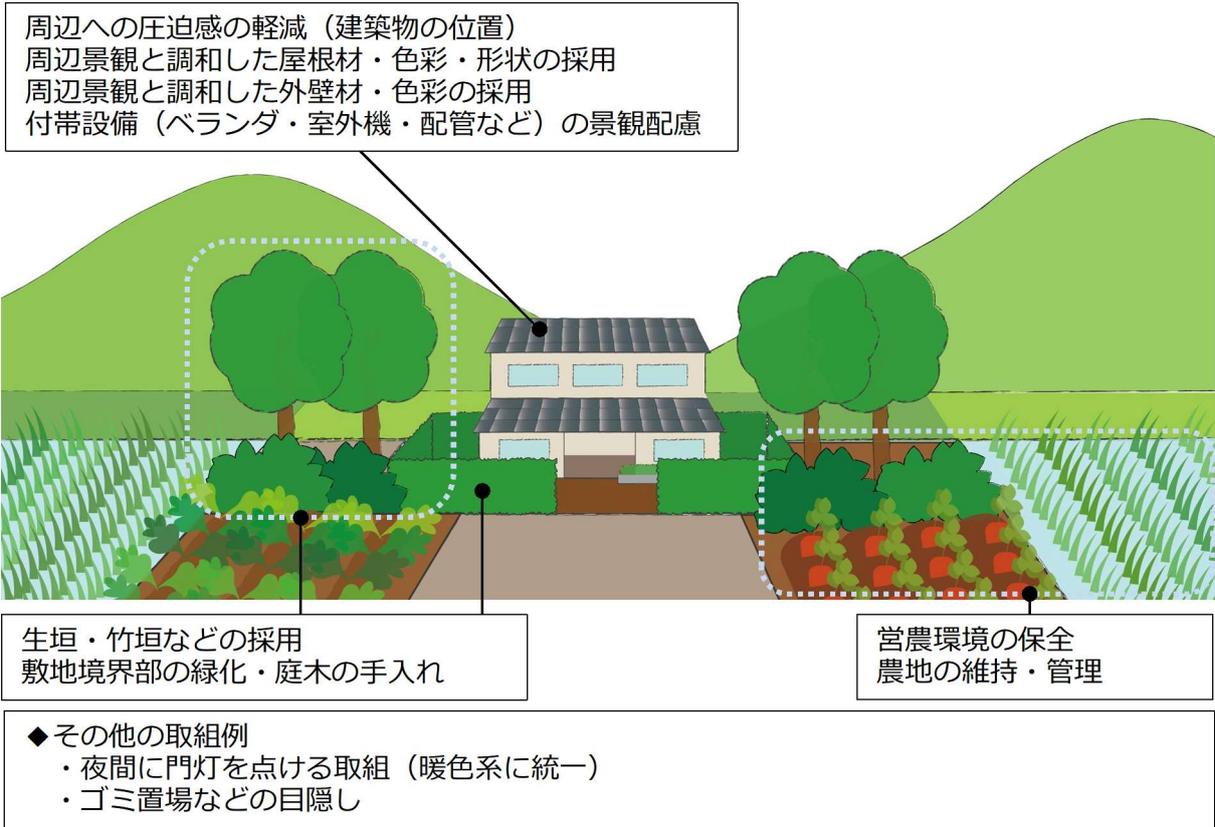
■磯部温泉



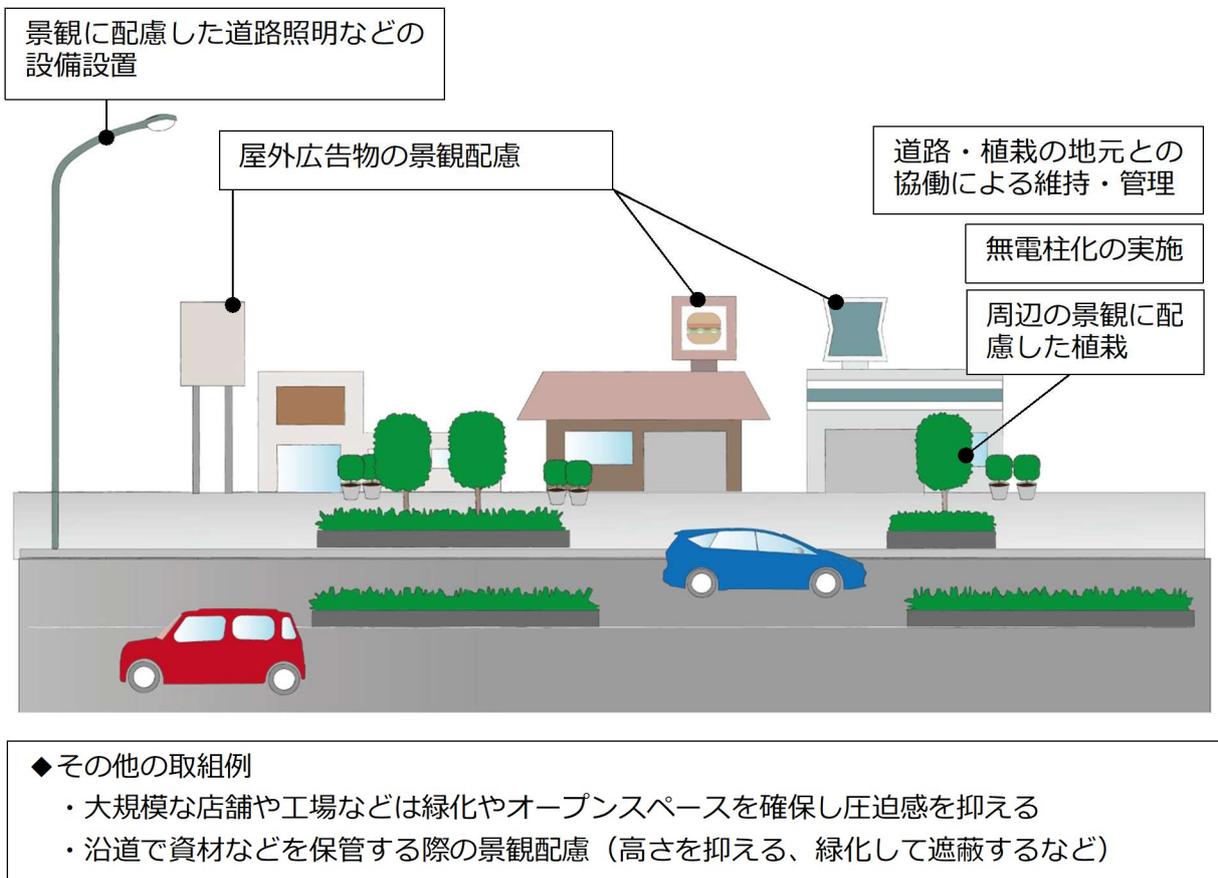
◆その他の取組例

- ・空き家・空き店舗のリノベーションと一階部分への店舗の誘導
- ・空き地・空き家・空き店舗の活用 ・居心地が良く歩きたくなる空間づくり
- ・沿道建築物などのセットバックによる歩行者空間を確保
- ・沿道建築物の壁面の位置・建築物の高さを隣家と揃える
- ・付帯設備（ベランダ・室外機・配管など）の景観配慮
- ・夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一） ・ゴミ置場などの目隠し
- ・敷地境界部の緑化・庭木の手入れ

○農地・集落地地区



○国道18号沿道地区



■参考 安中市景観条例施行規則 別表第一

行為	添付図書			
	種類	縮尺	記載する内容	部数
建築物及び 工作物の新 築、増改築、 外観の修繕	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	平面図	200分の1以上		2
	各面の立面図	200分の1以上	正面及び側面	2
	外壁材等見本の 写真等		太陽発電設備の場合は製品カタログ等	2
	現況写真			2
建築物及び 工作物の移 転	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	現況写真			2
建築物及び 工作物の外 観の模様替 え、色彩の 変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	外壁材等見本の 写真等			2
	現況写真			2
土地の区画 形質の変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200分の1以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断面図	600分の1以上	行為の前後の状況	2
	計画図	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、植栽計画	2
	現況写真			2

行為	添付図書			
	種類	縮尺	記載する内容	部数
土地の区画 形質の変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200分の1以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断図	600分の1以上	行為の前後の状況	2
	計画図	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、植栽計画	2
	現況写真			2
地形の外観 の変更を伴 う鉱物の採 掘又は土石 等の採取	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200分の1以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断図	600分の1以上	行為の前後の状況	2
	採取後の計画図 面	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、植栽計画	2
	現況写真			2
屋外におけ る物品の集 積又は貯蔵	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、行為地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置及び高さ、遮蔽物の位置・種類・構造及び高さ	2
	現況写真			2
広告物の表 示若しくは 広告物を掲 出する物件 の設置又は それらの外 観の変更	位置図	2500分の1以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300分の1以上	方位、敷地内の広告物の表示又は設置位置、既存の建築物等又は広告物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員	2
	計画図	50分の1以上	広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩	2
	現況写真			2

■ステップ1 地域やまち並みの特徴について

計画地についてご記入ください

1-1 実施を計画している行為は何ですか。また、景観計画に定めるとの地区に位置していますか。(該当するものにチェック)

※ステップ3では、実施する行為と、該当する地区の欄にご記入ください

【行為】

- 建築物・工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- 携帯基地局の鉄塔の設置等
- 太陽光発電設備の設置等
- 屋外における物品の集積又は貯蔵
- 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取
- 土地の区画形質の変更
- 広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更

【地区】※地区については、届出の手引きをご参照ください

- 住宅地地区                       商業地地区                       工業地地区
- 農地・集落地地区               森林・山林地区
- 国道18号沿道地区               上信越自動車道沿道地区       西毛広域幹線道路沿道地区
- 旧中山道沿道地区               鉄道

1-2 地域の特徴を捉えていますか？(自由記入)

1-3 周辺にはどのような自然がありますか？また、どのような自然が見えますか？(自由記入)

1-4 地域の歴史、文化を知っていますか？ 周辺地域にはどのような歴史的景観等がありますか？(自由記入)

※例：城址や旧街道、並木、古いまち並み、祭り、イベントなど

1-5 地域を特徴づけている都市施設はありますか？ 周辺地域にはどのような都市施設がありますか？(自由記入)

※例：道路、鉄道、公園、学校、病院、図書館、役場、駅など

1-6 地域やまち並みの特徴をとらえるために、あなたが工夫した点があったら記入してください。(自由記入)

## ■ステップ2 まわりからの見え方について

各項目中の選択肢に○をつけてください（その他の場合は、その内容を（ ）内に記入してください）。

2-1 計画地は計画地市町村の丘陵や高台などからどのように見えますか？（該当するものにチェック）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 地域のシンボルとしてよく見える | <input type="checkbox"/> まち並みにとけ込んで特定できない |
| <input type="checkbox"/> 場所が分かる程度        | <input type="checkbox"/> 見える場所がない         |
| <input type="checkbox"/> その他（            | ）   |

2-2 計画地はどのような場所から見えますか。（該当するものにチェック）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 前面道路（東、西、南、北、北東、南西、南東、北西）から     |   |
| <input type="checkbox"/> 近くの交差点から                        |   |
| <input type="checkbox"/> 近くの公園や学校、公民館、その他の公共施設の中から（施設の名前 | ） |
| <input type="checkbox"/> 周辺道路から                          |   |
| <input type="checkbox"/> その他の場所から（                       | ） |

2-3 計画地内には樹木や歴史的な建物など、地域で親しまれているようなものは立地していますか。（ある場合は、その物件の内容を記入してください）

- |                              |   |                             |
|------------------------------|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> ある（ | ） | <input type="checkbox"/> ない |
|------------------------------|---|-----------------------------|

## ■ステップ3 景観形成基準への配慮について① 【行為】

計画されている行為ごとに定められている景観形成基準をご確認の上、今回工夫していることを記入してください。

建築物・工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。</li> <li>・山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>・周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。</li> <li>・隣接地と相互に協力し、オープンスペースの創出に努めること。</li> <li>・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。</li> </ul>
規模に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。</li> <li>・自然景観地にあつては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとするこゝ。</li> </ul>
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。</li> </ul>
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不快感を与える色彩又は品位なくきわだつて派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。</li> <li>・屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>

## 建築物・工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

### 意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・全体としてまとまりのある意匠とすること。
- ・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。
- ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。
- ・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。
- ・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。

### 敷地の緑化に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・敷地内の緑化を行うほか、緑を保全すること。

### その他基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・建築物等は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。
- ・建築物等を撤去した更地は適切に維持・管理を行い、景観の悪化を抑えること。
- ・屋外に設置する付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。
- ・屋外広告物は周辺景観と調和し、派手なものを避けること。

## 携帯基地局の鉄塔の設置等

### 規模に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・自然景観地や主要道路等の周辺にあっては、望見する山のりょう線から徒に突出しないように配慮すること。

### 形態に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、色彩や周辺環境との調和に配慮するため、「鋼管柱」の採用を検討すること。

### 色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、「濃茶」又は「灰色（低光沢N4.5相当）」を基本に周辺環境との調和に配慮すること。

## 太陽光発電設備の設置等

### 位置に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・太陽光パネルが周辺から望見しにくい位置とすること。
- ・周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。
- ・周辺との調和を考慮し、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- ・隣接する土地の境界から、適度な離隔距離を確保すること。

### 規模に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。

### 形態に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・周囲の景観と調和する高さとすること。
- ・建築物の陸屋根に設置する場合には、接地面周囲のパラペットの高さ以下とし、やむを得ずその高さを超える場合にはルーバー等で目隠しをするなど、目立たないようにすること。
- ・建築物の勾配屋根に設置する場合には、一体的に見える形態にすること。

### 色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・太陽光パネルは、黒又は濃紺など低彩度・低明度の色彩とすること。
- ・太陽光パネルは、反射を抑えたものを採用すること。
- ・太陽光発電設備の付属設備等は周辺の景観と調和した色彩とすること。

### 意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・太陽光発電設備を囲うためのフェンス等については、周囲の景観と調和する素材や形状のものを使用すること。
- ・必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすること。（営農型太陽光発電設備は除く。）
- ・営農型太陽光発電設備については、周囲の農地景観に配慮したものとすること
- ・建築物の外壁・屋根等へ設置する場合は、外壁・屋根と調和するものとすること。

### その他基準を踏まえ実施した工夫

#### 景観形成基準

- ・太陽光発電設備及び敷地内は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。
- ・設置に際しては、周辺住民への説明を行うこと。
- ・安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例等、他法令の規定に基づき設置を行うこと。

### 屋外における物品の集積または貯蔵

○集積、貯蔵の方法及び遮へいに関する基準に近づけるようになんが工夫した点

#### 景観形成基準

- ・道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは離れた場所から集積又は貯蔵を始めること。
- ・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。
- ・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。

### 地形の外観の変更を伴う掘削又は土石等の採取

○遮へい及び事後の措置に関する基準に近づけるようになんが工夫した点

#### 景観形成基準

- ・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。
- ・掘削又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

### 土地の区画形質の変更

○土地の形状及び緑化に関する基準に近づけるようになんが工夫した点

#### 景観形成基準

- ・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。
- ・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。
- ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、積極的に活用すること。

### 広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更

○広告物の位置・形状・素材色彩等に関する基準に近づけるようになんが工夫した点

#### 景観形成基準

- ・河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。
- ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。
- ・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。
- ・建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。

●地区別の配慮事項に関するチェックシート

**■ステップ3 景観形成基準への配慮について② 【地区】**

計画地が位置している地区ごとに定められている景観形成基準をご確認の上、今回工夫していることを記入してください。

住宅地地区	
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。

商業地地区	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・前面道路を歩行者が歩きやすいと感じる位置とすること。
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・彩度の高い色彩は避けつつ、周辺のまち並みと調和し、にぎわいを感じる色使いとすること。
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。

工業地地区	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の境界から十分後退し、隣接地や周辺に圧迫感を与えない位置とすること。</li> </ul>	
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近接する建築物等との統一感に配慮すること。</li> </ul>	
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。</li> </ul>	
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。</li> <li>自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。</li> </ul>	

農地・集落地地区	
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。</li> </ul>	
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。</li> <li>自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。</li> </ul>	
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
<p>景観形成基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。</li> <li>照明は適正な配置や照度とすること。</li> </ul>	

森林・山林地区	
色彩に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。	
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。	
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・照明は適正な配置や照度とすること。	

国道18号沿道地区	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・前面道路から後退し、道路側へ圧迫感を与えない位置とすること。	
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・沿道建築物の連続性に配慮すること。	
敷地の緑化に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。	
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準 ・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。	

上信越自動車道沿道地区	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・上信越自動車道から見て圧迫感を感じない位置とすること。
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
西毛広域幹線道路沿道地区	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・前面道路から後退し、道路側へ圧迫感を与えない位置とすること。
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。 ・点滅する照明やネオンを使った屋外広告物を避けること。

旧中山道沿道地区	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・まち並みの連続性に配慮した位置とすること。
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・壁面や庇などの位置をそろえるなどし、隣家との連続性や一体性のある、調和したまち並みづくりに配慮すること。
意匠に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・木組みの格子や自然素材を用いるなど、歴史を感じる意匠に配慮すること。
敷地の緑化に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。
鉄道	
位置に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・車窓景観を遮らない位置とすること。
形態に関する基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・周辺景観の調和に配慮し、突出しないよう配慮すること。
その他の基準を踏まえ実施した工夫	
景観形成基準	・鉄道の付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。